第五号の二様式（第二条関係）［別紙十二］

第　　号	市町村民税 道府県民税　更正（決定）通知書	令和　　年　　月分

特別徴収義務者
氏名又は名称　　殿
住所又は所在地

申告書提出期限	令和　　年　　月　　日	申告書提出年月日	令和　　年　　月　　日

	退職所得控除額 控除後の退職手当等の金額	市町村民税額	道府県民税額
更正（決定）による税額等　①	円	円	円
既に納入の確定した税額　②			
この通知書により納入すべき税額　①－②			

延滞金

申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年１月１日から令和２年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

			基礎となる税額	課率		加算金額
更正(決定)による加算金額	過少申告加算金額	通常分	円	10/100	③	円
		５％加重分		5/100		
	不申告加算金額	15％適用分		15/100	④	
		５％加重分		5/100		
		10％加重分		10/100		
		５％適用分		5/100	⑤	
	重加算金額	35％適用分		35/100	⑥	
		10％加重分		10/100		
		40％適用分		40/100	⑦	
		10％加重分		10/100		
	納入額　③＋④＋⑤＋⑥＋⑦					

納期限	令和　　年　　月　　日	納入場所	

地方税法第328条の９第　　項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。

令和　　年　　月　　日

市町村長　　氏　　名　　印